

病後児保育事業を実施しているエンゼル高津について 病児保育事業へ事業類型を変更します

川崎市では、子育てと仕事の両立を支援するため、子どもが病気になった場合や病気の回復期に預かる「病児保育事業」又は「病後児保育事業」を、各区に1施設を設置し実施しています。

これまでエンゼル高津では「病後児保育事業」を実施していましたが、11月1日から「病児保育事業」へ変更します。これにより、今まで児童が病気の回復期の場合に限り一時預かりを行っていましたが、回復期に至らない場合も一時預かりを行えるようになります。

1 変更内容

(1) 変更点

「エンゼル高津」における事業類型を「病後児保育事業」から「病児保育事業」へ変更します。

(2) 変更日

令和6年11月1日から

(3) 施設

エンゼル高津（所在地 高津区二子5-1-5）

定員 12名

2 病児・病後児保育事業の概要

(1) 事業内容

保育所等に入所しているが、病気や病気の治りかけでまだ保育所等の集団保育が困難な乳幼児を、一時的に預かり、その乳幼児の健康管理と看護を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

《病児保育事業》

児童が病気の回復期に至らず、集団保育の困難な期間において、その児童の一時預かりを行う。

《病後児保育事業》

児童が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間において、その児童の一時預かりを行う。

(2) 施設数

各区1施設

「病児・病後児保育施設一覧」(川崎市 HP)

<https://www.city.kawasaki.jp/kodomo/category/272-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 対象児童

川崎市（及び本市と相互利用協定を締結した市町村）に在住し、保育所等に通所している児童であって、病気のために集団保育等ができない児童。なお、エンゼル多摩では令和6年7月1日から小学3年生までの受け入れ拡大を先行実施しています。

(4) 保育時間

平日8時～18時

(5) 利用料

1日 2,900円(食事・おやつ代込み)

※市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯 1,000円

※生活保護世帯 400円

問合せ先

川崎市こども未来局保育・幼児教育部

保育第2課 大場

電話 044-200-3948